

子ども条例の制定を

質問者 尾 作 武 夫

子ども条例は、いじめ、暴力、虐待、体罰、不登校或いは障がいのある子どもや外国籍、多様な文化的背景を持つ子どもの問題などに対して、子どもを主体として解決を図ったり、自己実現や成長発達を支援し、子どもの人権の保護、権利実現を目指すものである。しかも、それらのことを家庭や学校に任せるのではなく、まち全体で取り組んでいくべきである。そこで、子ども条例の制定をすべきと考えるが、町長、教育長の所見を伺う。